

2019年度カリキュラム

I 授業科目、単位数

類別	授業科目	単位	配当年次	修了要件 単位	
法律基本科目A	必修科目	憲法Ⅰ	2	1	26単位
		憲法Ⅱ	2	1	
		行政法総論	2	1	
		刑法Ⅰ	2	1	
		刑法Ⅱ	2	1	
		民法Ⅰ	2	1	
		民法Ⅱ	2	1	
		民法Ⅲ	2	1	
		民法Ⅳ	2	1	
		民法Ⅴ	2	1	
		民法Ⅵ	2	1	
会社法	4	1			
法律基本科目B	必修科目	憲法演習	2	2	30単位
		刑法演習Ⅰ	2	2	
		刑法演習Ⅱ	2	2	
		刑事訴訟法	2	2	
		刑事訴訟法演習	2	2	
		行政救済法	2	2	
		行政法演習	2	2	
		民法演習Ⅰ	2	2	
		民法演習Ⅱ	2	2	
		民法演習Ⅲ	2	3	
		民事訴訟法	4	2	
		民事訴訟法演習	2	2	
		会社法演習	2	2	
商法演習	2	2			
法律基本科目C	選択必修科目	商法	2	1	4単位
		民法発展講義	2	3	
		民事訴訟法発展講義	2	3	
		会社法発展講義	2	3	
		公法総合演習	2	2・3	
		刑事法総合演習	2	3	
		民事法総合演習	2	3	
		憲法訴訟	1	2・3	
連携講義（各テーマ）	1	2・3			
法律実務基礎科目	必修科目	法曹倫理	2	2	必修科目 6単位 を含む 12単位
		民事訴訟実務の基礎	2	2	
		刑事訴訟実務の基礎	2	3	
		リーガルクリニック	2	2・3	
		海外エクスターンシップ	2	2・3	
	選択科目	国内エクスターンシップ	2	3	
		公法実務演習	2	2・3	
		公法・刑事法LW&D演習	2	2	
		民事法LW&D演習	2	2	
		刑事模擬裁判	2	3	
民事訴訟実務演習	2	3			

類別	授業科目	単位	配当年次	修了要件 単位	
展開・先端科目	選択科目	知的財産法1	2	2・3	16単位
		知的財産法2	2	3	
		知的財産法演習	2	3	
		経済法1	2	2・3	
		経済法2	2	3	
		経済法演習	2	3	
		労働法1	2	2・3	
		労働法2	2	3	
		労働法3	2	3	
		労働法演習	2	3	
		中国ビジネス法講義1	2	2・3	
		中国ビジネス法講義2	2	3	
		中国ビジネス法講義3	2	3	
		金融法	2	2・3	
		倒産法1	2	2・3	
		倒産法2	2	3	
		倒産法演習	2	3	
		国際契約実務論	2	2・3	
		民事執行・民事保全法	2	2・3	
		国際人権・人道法	2	2・3	
		国際公法	2	2・3	
		国際私法1	2	2・3	
		国際私法2	2	3	
		国際取引法	2	2・3	
		国際法演習	2	2・3	
		涉外法律実務演習	2	2・3	
		行政統制システム論	2	2・3	
		租税法1	2	2・3	
		租税法2	2	3	
		租税法演習	2	3	
		環境法1	2	2・3	
		環境法2	2	3	
		現代法特殊講義（各テーマ）	2	2・3	
インハウスのロイヤーの業務	1	2・3			
アジア進出企業支援	1	2・3			
基礎法学・隣接科目	選択科目	法哲学・法理論	2	1・2・3	6単位
		比較法	2	1・2・3	
		法と社会（各テーマ）	2	1・2・3	
		法整備支援論	2	1・2・3	
	Legal Business English	2	1・2・3		

II 修了要件

1 以下の科目を含め100単位以上を修得しなければならない。

- (1) 法律基本科目Aから必修科目26単位
- (2) 法律基本科目Bから必修科目30単位
- (3) 法律基本科目Cから選択必修科目4単位
- (4) 法律実務基礎科目から必修科目6単位を含む12単位
- (5) 展開・先端科目から16単位
- (6) 基礎法学・隣接科目から6単位
- (7) 前各号の他、法律基本科目C、法律実務基礎科目、展開・先端科目及び基礎法学・隣接科目のうち、複数の科目群から6単位ただし、特定の科目群から、4単位を超えて修了所要単位数に算入することはできない。

2 履修制限単位

次に掲げる単位数を超えて、履修を届け出ることはいできない。

- (1) 第1年次 36単位
- (2) 第2年次 36単位
- (3) 第3年次 44単位

3 進級制度

- (1) 1年次終了時において、1年次配当必修科目を20単位以上修得し、かつ1年次配当必修科目のGPAが1.60以上でなければ、2年次配当科目の履修を認めない。共通到達度確認試験において、試験の成績が一定の判定基準に到達しなかったときも、同様とする。
- (2) 2年次終了時において、2年次配当必修科目を24単位以上修得し、2年次配当必修科目のGPAが1.60以上であり、かつ1年次配当必修科目を26単位修得していなければ、3年次配当科目の履修を認めない。
- (3) 進級することができなかつたときは、当該年次において修得した必修科目(2年次においては1年次配当必修科目を除く)の単位のうち、成績評価がB以下の授業科目の単位は、無効とする。
- (4) 履修者数が10名未満の授業科目がある場合の進級の取扱いについては、別に定める。